

令和5年10月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、障害等級1級の障害基礎年金の支給を求めるということである。
第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、自閉症(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日(本件においては20歳に達した日)による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付で、請求人に対し、請求人が20歳に達した日である令和〇年〇月〇日当時における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を同月とする障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の裁定をし、もって、それを超える障害等級1級の障害基礎年金は支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害等級1級の障害基礎年金は、障害の状態の程度が国年令別表に定める1級の程度に該当しなければ支給されないこととなっている。
- 2 本件の場合、請求人は、請求人の本件傷病に係る初診日(平成〇年〇月〇日)において20歳未満であり、障害認定日が20歳に達した日である令和〇年〇月〇日となることについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件障害の状態が、国年令別表に定める1級の程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 「略」

2 以下、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 本件傷病による障害により、障害等級1級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度)以上と認められる程度のもの」(10号)が定められている。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

障害認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害

の程度」によれば、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもので、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものであるとされている。

- (2) 障害認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもものを1級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされ、請求人の本件傷病による障害は、現出している症状に照らし、知的障害及び発達障害に関する認定要領を参照して障害の程度を判定するのが相当と解される所、知的障害、発達障害による障害で障害等級1級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりであるとされている。

障害の程度	障害の状態
1級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの

知的障害とは、知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいい、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断するとされている。また、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいい、発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うとされている。

そして、知的障害及び発達障害についてはいずれも、その他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するように努めるものとし、就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一般就労をしている者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事しているので、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、職場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされている。

- (3) 前記1によると、本件障害の状態は、現在の病状又は状態像として、意識障

害・てんかん（てんかん発作（Cタイプの発作、発作の頻度は年間0～1回程度）、知能障害等（中等度の知的障害（田中ビネー知能検査VでのIQ39）、発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、限定した常同的で反復的な関心と行動、音過敏）が指摘され、その具体的な程度・症状等としては、抽象的な内容や目に見えない事柄を理解することは難しく、発語はあるが、一方的に関心のあることを繰り返すため、会話になりにくく、家族を巻き込んだこだわりが強く、思いどおりにならないと気持ちが崩れ、自傷や他傷に至り、苦手な音や触覚といった感覚刺激でも情動は不安定になり、一人で行動することはできないが、てんかん発作は内服でほぼ抑制されているとされ、日常生活能力は、7項目全てが、助言や指導をしてもできない若しくは行わないと判定され、日常生活能力の程度は、日常生活における身のまわりのことも多くの援助が必要である「(4)」と評価され、日常生活状況は、在宅で同居者があり、家族に対してはこだわりが強く、家族以外には不安が強いとされ、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、日常生活動作はある程度できるが必要とする介助量は多い、知的障害に加え自閉症の症状が強く、こだわりや音過敏、苦手な場面や刺激への不安等があり、単純作業でもやり遂げることは困難であるとされ、現症時において、週に4日、就労支援施設のB型作業所に通所しているが、常に職員の指導・助言が必要であり、本人用の空間を作るためパーティションで仕切られた場所で作業しており、自分から周囲に話し掛けることはできないとされていることが認められる。

これらの事実を総合勘案するならば、請求人は、家族に対してはこだわりが強く、家族以外には不安が強く、言語コミュニケーションの障害や音過敏等

もある状況下で、一方的に関心のあることを繰り返し、思いどおりにならないと気持ちが崩れ、自傷や他傷に至るとい著しい不適応行動が見られ、日常生活能力は、7項目全てにおいて、助言や指導をしてもできない若しくは行わないと判定され、日常生活能力の程度も、日常生活における身のまわりのことも多くの援助が必要であると評価され、日常生活動作において必要とされる介助量が多いとされているのであるから、このような障害の状態は、知的障害、発達障害で他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のも、すなわち、障害等級1級に相当する日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度に至っているものと認めることができる。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に定める1級の程度に該当すると認めるのが相当であり、これと趣旨を異にする原処分は取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。